

善通寺市下水道事業経営戦略改定業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、善通寺市（以下、「甲」という。）が実施する善通寺市下水道事業経営計画改定業務（以下、「本業務という。」）に適用する。

2 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省自治財政局公営企業三課室長通知に基づくもの、以下「ガイドライン」という。）」、「経営戦略策定・改訂マニュアル（令和4年1月改定）」その他協議の上必要と認められる図書等に基づいて実施するものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、契約締結後から令和8年3月23日（月）までとする。

(成果品)

第3条 提出する成果品は下記のとおりとする。但し事前に発注者と協議のうえ納品するものとする。

○業務実施報告書（紙・電子媒体）・・・ 経営戦略の本体や関連資料、打合わせ議事録等の一式、料金改定に向けた提案等を取りまとめた説明資料とし、各媒体1部納品すること。

○経営戦略・・・ 経営戦略は次の3種類について作成するものとし、それぞれ各1部を電子媒体（直接印刷可能な解像度の完成形データとし、形式は発注者が指定する。）により納品すること。

①下水道事業会計全体・・・ 様式任意の報告書形式とし、経営の現状分析や需要予測等にあたって使用した数値や根拠法令の出典を明らかにして取りまとめること。また、概要版についても作成すること。

②公共下水道事業・・・ ガイドラインに基づく事業別の経営戦略のひな形様式とする。

③特定環境保全公共下水道・・・ ガイドラインに基づく事業別の経営戦略のひな形様式とする。

○バックデータ等関連資料 1式

○その他「発注者」が指示するもの 1式

2 本業務により作成された成果品及び過程のデータの所有権は、本市に帰属するものとする。受託者は本市の承諾なく成果品及び過程のデータにおける他人への閲覧、複写及び譲

渡は禁止する。

(協議)

第4条 本業務の実施にあたり、本仕様書等に明記なき事項または疑義を生じた場合は、調査職員と協議の上実施するものとする。

(業務の執行体制)

第5条 本業務の実施にあたっては、受注者は香川県内に本社・本店又は支店（営業所を含む）を有しており、打合せや資料の授受等が迅速に対応されなければならない。

2 本業務に従事する者のうち、少なくとも一名は公認会計士の資格を有する者、又は総務省の「経営・財務マネジメント強化事業（公営企業会計）」アドバイザーリストに認定されている者で、地方公営企業の経営に関する専門知識と下水道事業の経営戦略策定又は改定業務について実績を有する者を配置すること。

(契約変更)

第6条 本業務において、本仕様書の内容に変更が生じた場合は、直ちに受注者は発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

第2章 業務内容

(目的)

第7条 本業務は、善通寺市下水道事業における中長期的な経営目標を設定するとともに、経営の健全化や投資の合理化を図り、持続可能な下水道事業の実現を図るための経営戦略の改定を目的とする。業務の遂行にあたっては、本市における現状課題を適切に把握したうえで、経営状況に関して客観的意見と専門的知識を交えた助言を行うとともに、内容の確認・検証及び収支均衡を図るための提案や試算を行い、その確認と検証を行う。

なお、公共下水道事業については令和3年度から令和12年度、特定環境保全公共下水道事業については旧農業集落排水事業について平成29年度から平成38年度（令和8年度）の経営戦略を策定しているが、社会情勢の変化に伴う再分析や将来予測を適切に行い、下水道事業会計全体の経営目標を設定して今後10年間の中期経営計画を策定する。また、善通寺市下水道事業財務規則（令和2年3月31日規則第4号）第64条に規定する報告セグメント区分ごとに、ガイドラインに示された経営戦略のひな形を活用し、取りまとめる。

(計画期間)

第8条 本業務で策定する経営計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

2 将来予測にあたって必要となった前項に示す計画期間以外の各試算値については、バ

ックデータ等関連資料として業務実施報告書において取りまとめる。

(業務概要)

第9条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 事業概要の整理

① 事業の現況

経営戦略の策定を進めるにあたり、体系的な位置づけを整理すること。そのうえで、まずは経営の現状や課題を的確に把握するよう努めること。既存資料により、資産や負債の現状、法適化後の各種経営指標や経営比較分析表を活用して経営の現状を把握し、類似団体と比較することにより、特徴分析を行う。また、現行計画に経営指標の目標値などが設定されている場合は、その各指標について、実態との乖離などについて分析や評価を行い、改定時の現況値を追加すること。

② 将来の事業環境

処理区域内人口や有収水量、使用料収入の予測を行うとともに、現行計画にそれらの予測値が設定されている場合は、実態との乖離などについて分析や評価を行い、改定時の現況値を示して整理すること。また、現行計画から変動した起債残高(償還額)や今後の繰入金の見通しについて整理し、管渠更新の必要性や時期などについても言及の上、投資・財政計画の策定に必要な予測と分析を行って、将来の事業環境について総括すること。

(2) 経営の基本方針の検討

他の計画(総合計画や下水道全体計画、事業計画等)との整合を図りつつ、公営企業として事業を継続するうえでの基本方針を検討する。

(3) 投資・財政計画の策定

下水道事業における今後の投資・財政計画を検討し、取りまとめる。

① 投資計画

現状の投資計画に加え、(1)①による現状資産の把握を踏まえた老朽管渠の更新や耐震化工事などについても、可能な限り長期(30~50年程度)にわたって必要となる投資額やその時期について提案の上需要予測を行い、将来投資額の目標設定を行って投資計画を策定する。

② 財政計画

(1)②により把握した使用料収入の予測や今後の繰入金の見通しを踏まえ、将来の財源予測を可能な限り長期(30~50年程度)で行い、(1)①により把握した負債の現状と(3)①による投資計画及び投資以外の経費を試算して各事業の財政計画を策定する。特に、一般会計からの繰入れ額については、毎年度総務副大臣から

発出される「地方公営企業繰出金について」に基づき適切に算定すること。

③ 収支均衡を図った収支計画の策定

各試算において収支ギャップが生じている場合には、料金改定の必要性や更新投資の時期、財源構成、投資以外の経費等について再度検討し、収支ギャップの解消について具体的な手法を検討する。なお、下水道使用料の改定の必要性（改訂の水準や時期を含む）の検証と検証結果を踏まえた料金回収率及び経費回収率向上に向けたロードマップの作成を行うこと。また、使用料改定を必要とする場合は、次年度以降の各種関係機関等への説明資料の基礎的根拠資料として使用するので、当該計画においての改定率も併せて算出する。

(4) とりまとめ（経営戦略の事後検証・更新等に関する事項を含む）

ガイドラインで示されている本市や財源等について検討が求められている取り組み内容について整理し提案するとともに、経営改善に向けた目標値の提案を行う。また、今回改定を行う経営戦略について収支計画や現状分析、今後の課題、将来予測等を踏まえ、ガイドラインのほか、総務省の「公営企業の経営にあたっての留意事項」、「経営戦略策定・改定マニュアル」などを勘案しながら取りまとめる。

(5) 経営及び料金の現状と課題の整理

(3) ③において料金改定の検討が必要となった場合、(1) ①における整理に加え、より詳細に、経営及び料金の状況について下記の項目を参考に過去5年程度の決算数値及び料金関係資料を基に分析し、課題を整理する。

ア 収益的収支及び資本的収支の状況。

イ 有収水量・有収率と料金収入（用途別・使用水量別）の状況。

ウ 使用料単価や汚水処理原価、経費回収率の状況。なお、汚水処理原価は、①全体 ②分流式下水道等に要する経費控除前 ③資本費 ④維持管理費 のそれぞれについて、経費回収率は、①全体 ②分流式下水道等に要する経費控除前 ③維持管理費 のそれぞれについて整理し分析すること。

(6) 基本条件の設定

(1)～(4)において作成した経営戦略と下水道全体計画を基に、将来水量、管渠更新計画、料金改定の基本方針について設定する。

(7) 財政見通しの検討

取りまとめた経営戦略や(3)と整合を図りながら、過年度までは決算額、当該年度は予算額を基に将来値を設定し、財政見通しの検討を行う。検討にあたっては条件変更により数ケース算出したうえで比較検討を行って、料金水準を設定する。

(8) 総括原価・使用料対象経費の算定

(6) で設定した考え方にに基づき使用料の算定を進めるものとする。なお、料金算定手法を資金収支積み上げ方式による場合においても、料金改定の説明資料として必要であると考えられることから、総括原価についても算定する。算定においては「水道料金算定要領」に則して良いが、より適切な算定方法が存在する場合は発注者と協議の上、その方法に依ること。なお、その際の資産維持費の考え方については、他の事例などを提示したうえで、発注者と協議すること。使用料対象経費の算定は財政計画を基に推計した使用料算定期間（別途発注者と協議の上決定すること）中の下水道管理運営費を算定したうえで、使用料の対象とならない経費等を控除して算定する。控除するのは、①公費負担経費 ②付帯的事業経費 ③関連収入 ④所要の長期前受金戻入 とする。また、現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する。

(9) 料金体系の検討

総括原価や使用料対象経費をその経費の性質等に応じて適正に各使用者群に配賦した結果に基づき、各使用者群の使用料単価を設定する。まず、使用料対象経費等を各経費の性質に着目して適切な費目に分解し、排水需要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う。グルーピングは3～9程度を想定しているが、適切な数について提案し、発注者と協議すること。使用料対象経費の配賦は、①需要家賃 ②固定費 ③変動費 の3つについて、以下の考え方により配賦する。

- ① 需要家賃：概ね検針回数に応じて各使用者群に均一に配賦
- ② 固定費：各使用者群の排水需要の変動に着目し、各使用者群に傾斜的に配賦
- ③ 変動費：全水量に均等に配賦

使用料対象経費等の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い使用料体系を構築する。使用料対象経費等の配賦にて理論的に導出された結果を、排水需要構造のバランス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用料体系を形づくること。

(10) 打合わせ協議

打合わせ協議は必要に応じて適宜（業務着手、業務完了時、ほか4回程度を目安）行うものとし、対面を基本とするが、内容により Web 会議システム等の手段でも可能とする。この場合は発注者と受託者の間で協議し、手段を決定するものとする。

受注者は本業務を実施するに当たり、速やかに、業務計画書、工程表を提出し、承認を受けるものとする。また、受託者は打合わせ協議の都度、速やかに協議録を作成し、発注者へ提出するものとする。

第3章 その他

(費用の負担)

第10条 仕様書に記載されていない事項であっても、業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、本業務の実施により知り得た相手方の業務上の秘密に属する事項について、これを第三者に漏洩してはならない。本契約終了後であっても同様とする。

(法令等の遵守)

第12条 業務を遂行するにあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(修補)

第13条 業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受託者の負担とする。

(再委託の制限等)

第14条 再委託の制限等については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、プロポーザルの参加に際し提出する技術提案書にその旨を記載すること。

(その他留意事項)

第15条 本業務の成果品納入後、次年度以降において料金改定計画の策定及び料金改定支援業務の発注が想定されているが、本業務の受託者が、次年度以降の関連業務を地方自治法施行令第167条の2第1項各号に示す随意契約による受託を保証するものではない。